

各務原市休日歯科在宅当番医制運営費補助金交付要綱

(平成17年11月9日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、休日における歯科の救急患者の医療を確保するため、各務原市口腔保健協議会に対し、予算の範囲内において各務原市休日歯科在宅当番医制運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「休日」とは、次に掲げる日をいう。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のうち市長が定める日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日のうち市長が定める日

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、各務原市口腔保健協議会とする。

(補助事業)

第4条 補助事業は、休日歯科在宅当番医制（休日の午前8時から午後6時までの間において6時間以上の診療を当番制で行うことをいう。）を運営する事業とする。

(補助金の額)

第5条 一の年度当たりの補助金の額は、当該年度における診療日数に2万8,000円を乗じて得た額とする。

(実施報告に係る添付書類)

第6条 規則第11条に規定する補助事業実施報告書には、収支決算書を添付しなければならない。

(関係書類の保存)

第7条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付に係る書類を補助金の交付を受けた日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される休日歯科在宅当番医制に係る補助金について適用し、同日前に実施された休日歯科在宅当番医制に係る補助金については、なお従前の例による。